

由布市公告第2号

公用車せり売り会に関する公告

せり売り会を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

由布市長 相馬 尊重



1 せり売り会の件名

(1) 令和7年度公用車せり売り会

2 せり売り参加に必要な資格

個人及び法人とし、次の各要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。）第2条第2項、同条第6項に規定する者でないこと。

3 下見会

- (1) 日 時 令和8年1月21日（水） 13:00～16:00
- (2) 場 所 由布市役所本庁舎駐車場 畜産センター前

※一部車両については、保管場所が異なるため、事前予約制とします。

4 せり売りの参加申込及び開催日について

(1) 申込書類

- ①「せり売り参加申込書（様式1）」
- ②「誓約書（様式2）」
- ③「委任状（様式3）」（代理人が参加の場合）
- ④本人確認できるもの（免許証・マイナンバーカード等写真付きのもの）

(2) 開催日等

- ①日 時 令和8年1月28日（水） 13:30～ （受付13:00～）
- ③場 所 由布市役所市民ホール1階1-1会議室
- ※1 せり売りに参加される方は、事前の連絡をお願いします。
- ※2 受付をしていない方は、せり売りに参加できません。

- 5 せり売り保証金 買受代金を当日納付する場合…免除
買受代金を後日納付する場合…落札額の100分の5以上

- 6 契約書の作成の要否 否

- 7 せり売り当日の流れ及び確認事項等

(1) 受付

①申込書類の提出等

- ・「せり売り参加申込書（様式1）」「誓約書（様式2）」をご提出下さい。
- ・代理人は、「委任状（様式3）」をご提出ください。
- ・本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカード等写真つきのもの）をご提示下さい。

②受付時に「番号札」を受領して下さい。

(2) 買受人の決定

①せり売り開始時刻は、13時30分です。（物件①から順番に行います。）

②せり売り開始価格は予定価格（税抜）に消費税及び地方消費税、リサイクル料を合計した価格とします。また、車検が残っている車両は、残りの期間分の重量税と自賠責保険料相当額も予定価格に含めております。

③参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。

④入札金額は、千円単位とします。

⑤金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後、宣言して下さい。なお、一度宣言した金額は撤回できません。

⑥せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示しますので、その指示に従って宣言して下さい。以降、せり売り執行者の指示に従って下さい。

⑦せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の価格を宣言した者を買受人として決定します。

(3) せり売りの無効

次に掲げる者が宣言した価格は、無効とします。また、それ以降のせり売りに参加できなくなります。

①せり売り執行者の指示に従わなかった者

②せり売りの条件に違反した者

- 8 買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。

終了時点での提示金額を「買受代金」とします。

- 9 車両の引き渡し

①買受人は、受付で①番号札の提示、②落札車両及び買受代金の確認等を行って下さい。

- ②買受人は、由布市が発行する納付書により期限内に買受代金を納付して下さい。なお、正当な理由なく期限内の納付が行われない場合は、落札を取り消す場合があります。その場合、事前に納付したせり売り保証金は由布市に帰属します。
- ③買受人は、買受代金の納付後、「納入通知書兼領収書（納付書の半券）」を財政課に提示し、代金納付の確認を受け、「車両引換券」を受け取って下さい。また、車両の引き取りまでの間、由布市で保管しますので、「保管依頼書」を提出してください。保管に係る費用が必要となる場合は買受人の負担となります。
- ④その後、名義変更を含めて、3週間以内に車両の引き取りを行って下さい。また、車両の引き取りの際には、財政課で「車両引換券」と名義変更後の「車検証」を提示し、買い受けた車両であることの確認を受けて下さい。引き渡し場所は「3 下見会」と同じ場所です。
- ⑤せり落とした車両は、買受人の責任において引き取りをお願いします。なお、引き取りにおいては発生した事故等については、市は一切責任を負いませんので、ご了承下さい。
- ⑥各車両にある「由布市」等の表記については、すべて買受人の責任において消去して下さい。消去の作業は、車両引き取り後、概ね1週間以内に行い、作業前後の写真を財政課まで提出して下さい。
- ⑦当該車両の引き取りに係る費用については、上記の作業に係る費用を含め、買受人が負担することとします。

1 0 買受代金の納入期限 令和8年2月12日（木）17時00分

1 1 その他

- ①由布市は、売却車両について契約不適合責任を負いません。すべて現状販売とします。
- ②各車両については、長期にわたり使用されていないものもあります。その旨をご了承の上、お買い求め下さい。
- ③一度納付いただいた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。
- ④一度引き渡された車両は、返品、交換できません。

1 2 問合せ

由布市 財政課 財産管理係

TEL 097-582-1176